

## 「農地の受け皿」に 営農組合を法人化



【京都】舞鶴市下東地区（農地16ha）では、1月に地区の営農組合を法

人化し、耕作できない農地の受け皿となる体制を固めた。新たに設立された(株)下東農産は、京都府農業総合支援センター（機構）を介して、地域の農地の4割を引き受け、スタートした。

下東地区で農地中間管理事業が進んだ背景には、市の働きかけを受け、「京力農場（人・農地）プラン」づくりの話し合いを行ってきたことがある。

21人のオペレーター一同での草刈り作業

プランで目指したのは、①営農組合を法人化し、農地の集積を一層進める②機構集積協力金を地区の用水ポンプの改修など、基盤整備に充てる③近隣には農地の受け手がない集落もあり、将来、地区外の農地を下東地区で引き受けた場合、公の団体が介在した方が農地所有者に安心感があることから、農地中間管理事業を活用する——ことだ。

（前田和也）